

工程改善等の支援に関する特殊条項

この条項は、生産性向上推進制度に関する特約条項第11条4項の規定に基づき、乙の工程改善等に関し、乙の申請に基づき甲が提供する支援の条件について、同特約条項に追加して定めることを目的とする。

（製造の現場における確認）

- 第1条 甲は、乙から申請のあった工程について、工程改善等の支援を実施する。
この場合において、甲は、守秘義務を課したコンサルタントその他甲が適当と認める者を用いることができる。
- 2 甲が乙に対する工程改善等の支援を実施するに際して、前項に規定する者を用いる場合、乙は、その立入を許可する。
- 3 第1項に規定する者は、甲の職員の帯同のもと、あらかじめ書面又は電磁的方法により乙が許可した場所的範囲においてのみ工程改善等の支援を実施する。
- 4 甲は、乙が工程改善等の支援に係る改善提案に基づく改善活動を実施中、必要に応じて、その履行状況を確認することができる。

（改善結果の取扱い）

- 第2条 前条第1項に基づき工程改善等の支援を実施した場合、甲は、乙に対してその実施結果を報告する。
- 2 甲は、前項に規定する工程改善等の支援の実施結果及びこれに基づいて乙が実施した改善活動の結果等の工程改善等に資する知見について、次に掲げる事務を行うことができる。
- (1) 類型化して管理し、生産性向上推進制度を運用する目的で使用する事
(2) 甲が管理するホームページ等において匿名性を加味した上で公表すること及びそれにより乙以外の契約相手方等が活用すること
- 3 前項第2号に規定する公表及び活用（以下「公表等」という。）は、乙が当該工程改善等の支援の申請時又は遅くとも当該公表等を行う時点までに公表等を控える旨を申し出た部分を除いて行う。この場合において、申し出の範囲は次に掲げる事項を基準とする。
- (1) 乙の特許権その他の排他的権利により保護される情報
(2) 営業秘密（不正競争防止法（平成5年5月19日。法第47号）第2条第6項）
(3) その他前2号に準ずる情報」
- 4 甲は、前項に規定する申し出の内容について、乙と公表等の可否を調整することができる。

- 5 甲及び乙は、第2項第2号に規定する公表等に関し、紛争の未然防止を目的として、相互に公表の前にその内容について確認を求めることができる。この場合において、甲は、事前確認義務を負うものではなく、確認がないことをもって公表等を妨げない。
- 6 第3項に規定する乙による申し出がなかった場合、公表等を乙が承諾したものとみなす。